

## 業務委託仕様書

### 1 業務名称

2026年度（令和8年度）地域における初期日本語教室運営業務

### 2 業務の目的

外国人住民が増加する中、必要最低限の日本語を話すことが出来ないために、地域住民と日常的なコミュニケーションを取ることができない人や、生活に必要な情報を自ら入手できずに困る人が増えることが見込まれる。

社会生活を営む上で必要とされる最低限の日本語コミュニケーション能力を身に付けるため、日本語初学者の外国人住民に対し、日本語学習機会を保障するもの。

### 3 履行期間

契約締結日から2027年（令和9年）3月12日まで

### 4 履行場所

受注者の所在地及び福山市が指定する場所

### 5 委託業務内容

次の事項を踏まえ、外国人市民を対象とした日本語教室の実施・運営をすること。

#### (1) 対象者

備後圏域（広島県福山市、三原市、尾道市、府中市、竹原市、世羅町及び神石高原町並びに岡山県笠岡市及び井原市）に在住する外国にルーツをもつ日本語初学者

#### (2) 定員

1クラス最大20名

#### (3) 開催時期・時間

2時間を1コマ、8コマを1クールとし、全10クール（160時間）開催する。なお、講座開催の曜日や時間帯については、受注者の提案に基づき、福山市と協議し決定する。

※各クールで受講者の募集を行う。

#### (4) 開催場所

福山市が指定する備後圏域内の場所（公共施設の会議室等）

#### (5) 講座内容

ア 講座は対面で実施すること。

イ カリキュラム及び使用する教材は受注者が企画提案し、福山市と協議して決定すること。

ウ 受講者の講座修了後レベルは「日本語教育の参照枠」におけるレベルのうち、A1～A2レベルへの到達をめざすこと。

(6) 講師の選任等

講師には、次のとおり、日本語教育機関の告示基準に定められている項目のいずれかを満たしている者を配置すること。

- ア 大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）又は大学院において日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者
- イ 大学又は大学院において日本語教育に関する科目の単位を 26 単位以上修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者
- ウ 2025 年（令和 7 年）12 月 31 日までに公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者
- エ 学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修であって適当と認められるものを 420 単位時間以上受講し、これを修了した者
- オ 日本語教育機関認定法に基づき、登録日本語教員の登録を受けた者
- カ その他アからオまでに掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

(7) 補助講師の配置

講師と協働し、受講者が目標レベルに到達できるよう補助する者を配置すること。

(8) 受講者の募集・申込受付

- ア 受講者募集案内のチラシは、受注者が作成すること。必要な言語に翻訳するなど、地域に合わせた方法で受講者を募集すること。
- イ 受講者募集の周知は、備後圏域市町と受注者で行う。ホームページや SNS など適切な媒体の利用や、店舗やイベント会場などへ出向くなどし、広報活動を行うこと。
- ウ 申込受付は、受注者が行うこと。定期的に申込状況を福山市に報告し、連絡調整を行うこと。

(9) 修了後の文化体験等の企画・運営

- ア 講座修了後に備後圏域市町の文化施設等への来場や文化体験会を企画する等して、受講者が講座を通して身に付けた日本語を実践的に使用できる機会を創出すること。
- イ 文化体験等の企画、広報、募集及び実施は受注者が行うこと。
- ウ 企画内容等は、福山市と協議し決定すること。
- エ 企画・運営に要する費用は委託料の範囲内において行い、参加者から参加費等を徴収しないこと。ただし、開催地への交通費は参加者負担とする。

6 執行体制

受注者は、5 に掲げる業務内容を遂行するにあたり、十分な人員を配置し、講座開催にあたっては、各クールにおける責任者を明らかにすること。

7 講座の効果検証

受注者は、講座を修了した受講者にアンケートを実施し、日本語の習熟度や講座に対する満

足度等を検証し、福山市に報告すること。アンケートの内容は、福山市と協議し決定すること。

## 8 地域日本語教室との連携等

受注者は、受講者が講座修了後も地域日本語教室等で学習できる環境に移行できるよう、必要に応じて受講者の希望する地域日本語教室に繋いだり、オンライン教材を案内したりするなどしてフォローすること。

## 9 定期報告

実施に際して、委託業務の実施状況を定期的に報告する等、福山市との連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。

## 10 実施報告について

全講座終了後、実施報告書を提出すること。報告書には実施内容、アンケート結果及び全講座を通しての成果と今後の課題等を明記し、外国人市民等への支援体制の強化や多文化共生社会の推進に効果的な提案等あれば記載すること。

### 1.1 業務委託料の支払い

前項の実施報告に基づく検査に合格した後に支払われるものとする。

### 1.2 留意事項

- (1) 受注者は、業務の運営上取り扱う個人情報を、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に管理しなければならない。また、業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 福山市は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受注者に協議を申し出る場合がある。この場合、受注者は委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。
- (3) 契約の締結、業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限り、すべて受注者の負担とする。
- (4) この業務の実施にあたって疑義が生じた場合には、福山市と受注者が協議して定めるものとする。
- (5) 受注者は委託業務上発生した障害や事故については、大小にかかわらず福山市に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。